

市からの通知・発送

- ◆後期高齢者医療被保険者証
新しい証(うぐいす色)を7月中旬～下旬に送付。新しい証は受取日から使用できます。古い証(桃色)は8月1日(木)以降、使用できません。また、マイナ保険証の導入により、12月2日(月)から新たな保険証の発行は行いません。マイナ保険証をお持ちでない人には、保険証の代わりになる「資格確認書」を郵送します。詳しくは、同封の書類を確認を。
- ▼詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。
- ◆国民健康保険・後期高齢者医療の限度額適用認定証の更新
「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月31日(水)が有効期限。更新には手続きが必要です(後期高齢者医療の人は手続き不要)。
- ▼詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。
- ◆国民健康保険(国保)高齢受給者証
新しい証を7月下旬に送付。
- 【対象】70～74歳の国民健康保険高齢受給者証を交付している人
- ▼詳しくは、保険医療課(☎66・1003)へ。
- ◆乳がん検診
【対象】来年3月31日時点で、40歳以上の女性
- ▼詳しくは、保険医療課(☎66・1003)へ。
- ◆女性のためのがん検診
- ▼詳しくは、保険医療課(☎66・1003)へ。

70歳以上で、所得区分が現役並みⅠか現役並みⅡの人には「限度額適用認定証」を発行できます。

▼詳しくは保険医療課(☎国民健康保険：☎66・1003 ◆後期高齢者医療：☎66・1075)へ。

◆後期高齢者医療の保険料額決定通知書と保険料納入通知書
今年度の保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送付。

▼詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

◆国民健康保険(国保)高齢受給者証
新しい証を7月下旬に送付。

【対象】70～74歳の国民健康保険高齢受給者証を交付している人

▼詳しくは、保険医療課(☎66・1003)へ。

女性のためのがん検診

◆乳がん検診
【対象】来年3月31日時点で、40歳以上の女性

▼詳しくは、保険医療課(☎66・1003)へ。

麻しん・風しんの予防接種を

麻しん・風しんを防ぐには予防接種が最も有効であるため、予防接種を受けましょう。

◆1期：1歳の誕生日～2歳の誕生日の前日 ◆2期：平成30年4月2日～平成31

年4月1日生まれ
▼詳しくは、子ども家庭センター(子ども家庭しあわせ課内、☎68・9155)へ。

お得な「まいづるバスカーボン」を販売

市内路線バスの利用促進のため、京都交通バス(高速バスを除く)、自主運行バスで利用できるお得な「まいづるバスカーボン」を販売。
【内容】1セット1,500円分(100円券×15枚)を500円で販売
【数量】6,000セット
【販売期間】12月27日(金)まで
【利用可能期間】来年2月28日(金)まで

【販売場所】京都交通東舞鶴駅チケットカウンター、西舞鶴駅前案内所

▼詳しくは、企画政策課(☎66・1042)へ。

定額減税補足給付金を給付

6月から所得税と個人住民税の定額減税が始まっています。定額減税の対象者で減税しきれないと見込まれ

る人に対し、その差額を給付します。

給付の対象者には、市から通知書を送付します。送付時期や申請方法など、詳細は決まり次第、ホームページなどでお知らせします。
▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

7月から夜間のタクシーを増車します

市内のタクシー業者と連携し、夜間のタクシーの配車台数を確保する取り組みを実施します。
安心して夜の舞鶴のまちへお出かけください。
【増車期間】7月～12月の金・土曜日と祝日の前日22時～24時
【問い合わせ先】企画政策課(☎66・1042)

舞鶴市医療機能最適化検討会議を開催

6月4日に、市長や市内公的4病院長、舞鶴医師会長、京都府立医科大学の教授などで構成する舞鶴市医療機能最適化検討会議を開催。この日は、今後の医療需要の傾向や供給体制を検討する上で必要なデータ分析項目を確認するとともに、今後の医療提供体制の方向性について意見交換しました。冒頭で市長が「スピード感は意識しながらも、多岐にわたる医療関係者の立場や利害に配慮しつつ、何が最適な選択になるのかを共に考えていきたい」とあいさつしました。会議は年5回程度の開催を予定。各回の概要は開催後、1カ月をめどに公表し、市民の皆さんから意見を募る予定です。詳しくは、市ホームページで確認を。右コードからアクセス可。

《地域医療課》



まいづる子ども環境絵画コンクール作品募集

舞鶴の川や海、環境美化などに関する内容をテーマに絵画を募集します。詳細は市ホームページで確認を。

【拡大となる対象者】◆手帳1級保持者◆手帳の更新により、1級から2級へ障害等級が変更となった人◆手帳2級を保持し、身体障害者手帳3級を持っている人かおむねIQ50以下の人
▼詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

まいづる環境市民賞の表彰候補者を募集

脱炭素社会の実現や循環型社会の確立、自然との共生社会の確立など、市内で優れた環境活動を行っている個人、団体を表彰。部門は「一般部門」と「子ども未来部門」。自薦他薦は問いません。
【申し込み方法】7月8日(月)～8月30日(金)に申し込みフォームか所定の用紙(生活環境課に備え付け。市ホームページ(左下コードからアクセス可)からダウンロード可)に必要事項を記入し、まいづる環境市民会議事務局(生活環境課内、☎66・1064)へ。

下コードからアクセス可。
【対象】市内在住か在学の小・学・高校生
【申し込み方法】9月2日(月)までに作品の裏面に住所、氏名、年齢、電話番号、学校名と学年、絵に込めた思いを記入し、生活環境課へ。
▼詳しくは、生活環境課(☎66・1064)へ。

《令和6年度に新たに住民税非課税などになる世帯対象》
物価高騰対応重点支援給付金

エネルギーや食料品などの物価高騰により家計への負担が増加していることを踏まえ、令和6年度新たに住民税非課税などになる世帯を対象に、給付金を支給します。
【支給額】1世帯最大10万円。18歳以下の子どもを扶養する世帯には、子ども1人あたり最大5万円を追加。
【対象となる世帯と受給方法】
昨年度に同給付金の対象となっていない世帯で
①基準日(令和6年6月3日)に世帯員全員が住民税非課税か住民税均等割のみ課税の世帯…支給対象として市で確認できた世帯へ、8月から順次、申請書を送付します。届いた申請書に必要事項を記入し、10月31日(木)までに同封の返信用封筒で返送か申し込みフォームで申請を。詳細は同封のチラシで確認を。

②①以外で、世帯員全員の令和6年1月～10月の任意の1カ月の収入が予想せぬ事情で①相当となった世帯…10月31日までに申請書を持参か郵送で福祉企画課へ。申請書は福祉企画課、生活支援相談課、西支所、社会福祉協議会に備え付け。市ホームページからダウンロード可。郵送での送付希望者は福祉企画課(☎68・9012)へ。
【支給時期】市で申請書を受理した日から約3週間後
【その他】昨年度の同給付金の申請期限は8月30日(金)です。申請漏れのないように注意してください。詳細は、市ホームページで確認を。右コードからアクセス可。
【問い合わせ先】福祉企画課

